

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p data-bbox="376 395 797 523">富山県地域防災計画 地震・津波災害編</p> <p data-bbox="584 695 1485 914">改 定 案</p> <p data-bbox="405 1169 768 1286">平成30年__2月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1279 395 1700 523">富山県地域防災計画 地震・津波災害編</p> <p data-bbox="1323 1169 1653 1286">令和元年__6月修正 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1749 236 2069 411">凡例 <u>下線</u> 改定箇所</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考				
<p>第1章 総則 第1節（略） 第2節 防災の基本方策 第1（略） 第2 防災の各段階における基本方策 1（略） 2 迅速で円滑な地震・津波災害応急対策 （1）～（2）（略） （3）被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、<u>また被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。</u>さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動を行う。</p> <p>第3（略） 第3節 防災関係機関等の責務 第1（略） 第2 防災関係機関等の業務大綱 1 防災関係機関の業務大綱 （1）～（2）（略） （3）指定地方行政機関</p>	<p>被災者の救援のために、安全な避難場所への誘導・避難所の適切な運営管理等の避難収容活動を行うとともに、円滑な救助・救急活動や消火活動を支え、<u>被災者に緊急物資を供給するための交通規制・輸送対策を実施する。</u>また被災状況に応じ、<u>指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供を行う。</u>さらには、被災者の生活維持に必要な飲料水・食料・生活必需品等の供給、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、社会秩序維持のための警備活動、遺体の搜索等、各種の被災者救援活動を行う。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>				
<p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="136 1086 1032 1473"> <tr> <td data-bbox="136 1086 338 1473">北陸地方整備局</td> <td data-bbox="338 1086 1032 1473"> 1～5（略） 6 一般国道8号、41号、156号及び160号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 一般国道470号の新設工事に関すること 9 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 10 航路の整備、保全及び管理に関すること 11 国が行う海洋汚染の防除に関すること 12 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関 </td> </tr> </table>	北陸地方整備局	1～5（略） 6 一般国道8号、41号、156号及び160号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 一般国道470号の新設工事に関すること 9 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 10 航路の整備、保全及び管理に関すること 11 国が行う海洋汚染の防除に関すること 12 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関	<p>（略）</p> <table border="1" data-bbox="1032 1086 1928 1473"> <tr> <td data-bbox="1032 1086 1234 1473">北陸地方整備局</td> <td data-bbox="1234 1086 1928 1473"> 6 一般国道8号、41号、156号、160号及び470号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 9 航路の整備、保全及び管理に関すること 10 国が行う海洋汚染の防除に関すること 11 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関 </td> </tr> </table>	北陸地方整備局	6 一般国道8号、41号、156号、160号及び470号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 9 航路の整備、保全及び管理に関すること 10 国が行う海洋汚染の防除に関すること 11 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関	<p>字句追加</p> <p>削除番号のずれ 同上 同上 同上</p>
北陸地方整備局	1～5（略） 6 一般国道8号、41号、156号及び160号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 一般国道470号の新設工事に関すること 9 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 10 航路の整備、保全及び管理に関すること 11 国が行う海洋汚染の防除に関すること 12 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関					
北陸地方整備局	6 一般国道8号、41号、156号、160号及び470号の改築及び修繕工事、維持その他の管理に関すること 7 一般国道359号の改築工事に関すること 8 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること 9 航路の整備、保全及び管理に関すること 10 国が行う海洋汚染の防除に関すること 11 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他管理に関					

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考
<p>すること</p> <p>13 土砂災害緊急情報の発表等に関すること</p> <p>14 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) 指定地方公共機関</p>		<p>すること</p> <p>12 土砂災害緊急情報の発表等に関すること</p> <p>13 緊急を要すると認められる場合、協定に基づく適切な緊急対応の実施に関すること</p>		<p>同上</p> <p>同上</p>
<p>(略)</p> <p>報道機関</p> <p>北日本放送</p> <p>富山テレビ放送(株)</p> <p>(株)チューリップテレビ</p> <p>(株)北日本新聞社</p> <p>富山新聞社</p> <p>富山エフエム放送(株)</p> <p>(略)</p>		<p>(略)</p> <p>報道機関</p> <p>北日本放送</p> <p>富山テレビ放送(株)</p> <p>(株)チューリップテレビ</p> <p>(株)北日本新聞社</p> <p>富山新聞社</p> <p>富山エフエム放送(株)</p> <p>(一社)富山県ケーブルテレビ協議会</p> <p>(略)</p>		<p>指定地方公共機関追加</p>
<p>2 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 県内の活断層と地震</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 過去の地震</p> <p>(略)</p> <p>また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計474回(2017年11月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回と全国的にも地震の少ない県である。</p> <p>(略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第6節 (略)</p>		<p>また、1933年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計481回(2018年12月末現在)であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は9回と全国的にも地震の少ない県である。</p>		<p>時点修正</p>

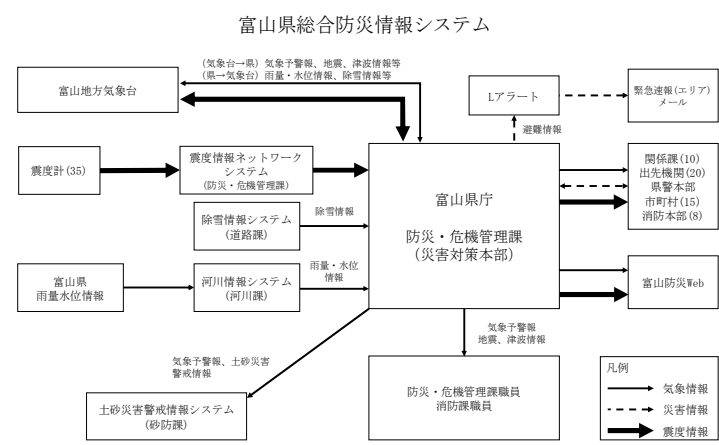
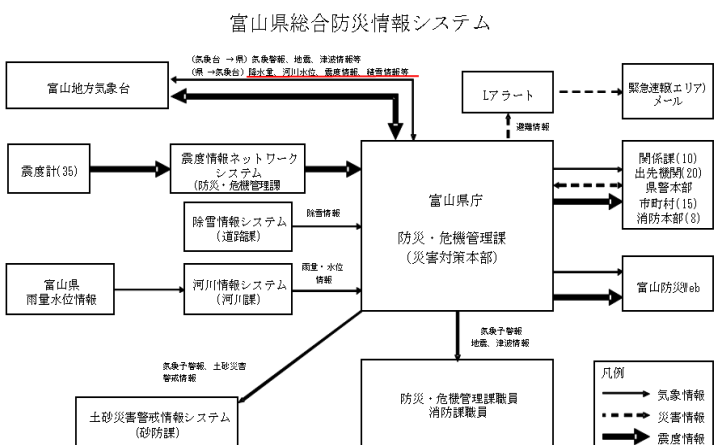
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画		修正案（変更部分のみ記載）		備考																												
第2章 地震・津波災害予防対策 第1節 防災都市づくり 第1～第2 (略) 第3 建築物の耐震不燃化の促進 1～2 (略) 3 建築物の耐震化（県全部局） (1)～(2) (略) (3) 耐震性向上の支援措置 ア～イ (略) ウ 中小企業施設の耐震化 (ア) 設備投資促進資金																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象者</td> <td>工場、店舗、事務所等の耐震改修を行う中小企業者</td> </tr> <tr> <td>b 資金使途</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>c 限度額</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>d 期間</td> <td>設備資金7年（うち据置1年）以内 運転資金5年（うち据置1年）以内</td> </tr> <tr> <td>e 利率</td> <td>年1.90%（平成23年11月末現在）</td> </tr> <tr> <td>f 信用保証、担保</td> <td>金融機関の方法による</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	a 対象者	工場、店舗、事務所等の耐震改修を行う中小企業者	b 資金使途	設備資金、運転資金	c 限度額	5,000万円	d 期間	設備資金7年（うち据置1年）以内 運転資金5年（うち据置1年）以内	e 利率	年1.90%（平成23年11月末現在）	f 信用保証、担保	金融機関の方法による	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象者</td> <td>工場、店舗、事務所等の耐震改修を行う中小企業者</td> </tr> <tr> <td>b 資金使途</td> <td>設備資金、運転資金</td> </tr> <tr> <td>c 限度額</td> <td>5,000万円（うち運転資金1,000万円）</td> </tr> <tr> <td>d 期間</td> <td>設備資金10年（うち据置1年）以内 運転資金5年（うち据置1年）以内</td> </tr> <tr> <td>e 利率</td> <td>年1.65%（平成31年1月末現在）</td> </tr> <tr> <td>f 信用保証、担保</td> <td>金融機関の方法による</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	a 対象者	工場、店舗、事務所等の耐震改修を行う中小企業者	b 資金使途	設備資金、運転資金	c 限度額	5,000万円（うち運転資金1,000万円）	d 期間	設備資金10年（うち据置1年）以内 運転資金5年（うち据置1年）以内	e 利率	年1.65%（平成31年1月末現在）	f 信用保証、担保	金融機関の方法による	情報更新 同上
区分	内容																															
a 対象者	工場、店舗、事務所等の耐震改修を行う中小企業者																															
b 資金使途	設備資金、運転資金																															
c 限度額	5,000万円																															
d 期間	設備資金7年（うち据置1年）以内 運転資金5年（うち据置1年）以内																															
e 利率	年1.90%（平成23年11月末現在）																															
f 信用保証、担保	金融機関の方法による																															
区分	内容																															
a 対象者	工場、店舗、事務所等の耐震改修を行う中小企業者																															
b 資金使途	設備資金、運転資金																															
c 限度額	5,000万円（うち運転資金1,000万円）																															
d 期間	設備資金10年（うち据置1年）以内 運転資金5年（うち据置1年）以内																															
e 利率	年1.65%（平成31年1月末現在）																															
f 信用保証、担保	金融機関の方法による																															
(イ) 中小企業高度化資金 a 共同防災施設事業																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象設備</td> <td>集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等</td> </tr> <tr> <td>b 貸付割合</td> <td>80%以内（無利子 平成23年11月末現在）</td> </tr> <tr> <td>c 期間</td> <td>20年（うち据置3年）以内</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	a 対象設備	集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等	b 貸付割合	80%以内（無利子 平成23年11月末現在）	c 期間	20年（うち据置3年）以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象設備</td> <td>集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等</td> </tr> <tr> <td>b 貸付割合</td> <td>80%以内（無利子 平成31年1月末現在）</td> </tr> <tr> <td>c 期間</td> <td>20年（うち据置3年）以内</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	a 対象設備	集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等	b 貸付割合	80%以内（無利子 平成31年1月末現在）	c 期間	20年（うち据置3年）以内	同上												
区分	内容																															
a 対象設備	集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等																															
b 貸付割合	80%以内（無利子 平成23年11月末現在）																															
c 期間	20年（うち据置3年）以内																															
区分	内容																															
a 対象設備	集中災害検知装置、消防・消火施設、防風・防砂林等																															
b 貸付割合	80%以内（無利子 平成31年1月末現在）																															
c 期間	20年（うち据置3年）以内																															
b 設備リース事業																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象設備</td> <td>ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等</td> </tr> <tr> <td>b 貸付割合</td> <td>80%以内（1.05%平成23年12月末現在）</td> </tr> <tr> <td>c 期間</td> <td>15年（うち据置1年）以内</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	a 対象設備	ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等	b 貸付割合	80%以内（1.05%平成23年12月末現在）	c 期間	15年（うち据置1年）以内	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a 対象設備</td> <td>ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等</td> </tr> <tr> <td>b 貸付割合</td> <td>80%以内（0.50%平成31年1月末現在）</td> </tr> <tr> <td>c 期間</td> <td>15年（うち据置1年）以内</td> </tr> </tbody> </table>		区分	内容	a 対象設備	ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等	b 貸付割合	80%以内（0.50%平成31年1月末現在）	c 期間	15年（うち据置1年）以内	同上												
区分	内容																															
a 対象設備	ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等																															
b 貸付割合	80%以内（1.05%平成23年12月末現在）																															
c 期間	15年（うち据置1年）以内																															
区分	内容																															
a 対象設備	ガス導管、ガスホルダー、非常用電源装置等																															
b 貸付割合	80%以内（0.50%平成31年1月末現在）																															
c 期間	15年（うち据置1年）以内																															
第4 (略) 第2節 都市基盤等の安全性の強化 第1～第3 (略)																																


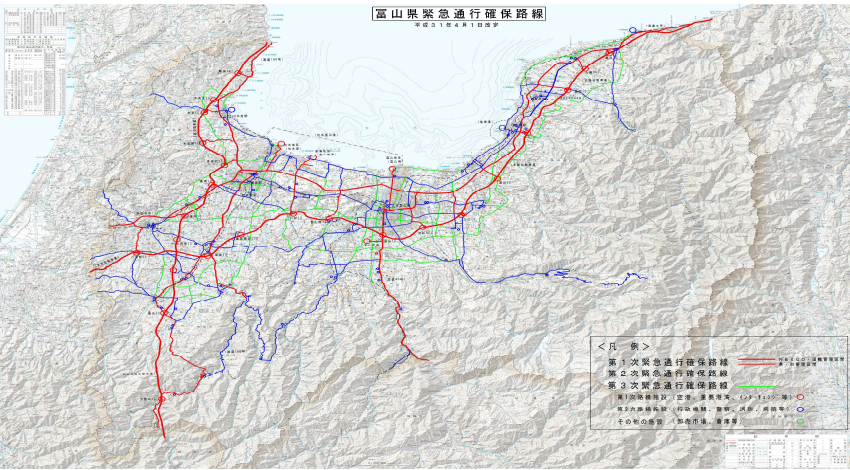
富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4 危険物施設等の安全性強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等（県生活環境文化部）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 防災活動対策</p> <p>地震又は津波による二次災害防止のため、事業所内では、緊急操作、行動のシステム化を進めるとともに、<u>これを周知させるための定期的な操作訓練及び防災訓練の実施により、災害の予防に努める。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第5 地盤の液状化対策の推進</p> <p>1 (略)</p> <p>2 浅部の地盤データの収集とデータベース化（県関係部局、市町村）</p> <p>県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努めるものとする。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 防災活動体制の整備</p> <p>第1 防災拠点施設の整備</p> <p>1 富山県広域消防防災センター（県総合政策局）</p> <p>(1) 防災拠点施設の役割・機能</p> <p>ア 災害時における役割・機能</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 受援機能</p> <p>・緊急消防援助隊、<u>広域緊急援助隊</u>、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地</p>	<p>地震又は津波による二次災害防止のため、事業所内では、緊急操作、行動のシステム化を進めるとともに、<u>津波警報等が発表された場合の行動基準及び保安設備の機能が喪失した場合の対応策を定める。</u></p> <p><u>また、これらを周知させるための定期的な操作訓練及び防災訓練の実施により、災害の予防に努める。</u></p> <p>県、市町村及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、<u>地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るよう努めるものとする。</u></p> <p>・緊急消防援助隊、<u>警察災害派遣隊</u>、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地</p>	<p>高圧ガス保安法の改正に伴う修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のた</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 富山県警察装備センター（警察本部） 県警察本部は、平成15年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のうち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応する。 また、同センターを災害時における機動隊、<u>広域緊急援助隊</u>の集結拠点とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 通信連絡体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 通信連絡体制の整備充実（県総合政策局、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県総合防災情報システム</p>  <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 緊急地震速報受信システムの整備</p>	<p>2 富山警察装備センター（<u>県警察本部</u>）</p> <p>また、同センターを災害時における機動隊、<u>警察災害派遣隊</u>の集結拠点とする。</p> 	<p>め字句修正</p> <p>他編と表記統一</p> <p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p> <p>情報更新による修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>緊急地震速報は、<u>震源からの距離によって、地震の揺れが起こる数秒から数十秒前に事前に知らせることが可能となるため、この間に身の安全をとることができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 緊急輸送ネットワークの整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） 緊急通行確保路線図（平成28年4月）</p>  <p>3～5 (略)</p> <p>第6 航空防災体制の強化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県総合政策局、市町村） (1)～(2) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>緊急地震速報は、<u>地震発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる情報であり、強い揺れの前に身の安全をとることができる。</u></p> <p>緊急通行確保路線図（平成31年4月）</p>  <p>(3) <u>相互応援協定</u> <u>消防防災ヘリコプター「とやま」が出動できない事案又は自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合は、相互応援協定に基づき隣接都道府県の防災航空隊に応援要請を行うものとする。</u></p>	<p>表現の修正</p> <p>時点修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(3) ヘリコプターテレビ伝送システムの活用 3～4 (略)</p> <p>第7 相互応援体制の整備</p> <p>1 国の機関等との相互協力 (1) (略) (2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部）</p> <p>ア 災害時の相互協力に関する申合せ 国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援 (1) 都道府県間の相互応援 ア 全国都道府県の災害時応援 全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、<u>広域応援に必要な事項について、①カバー（支援）県やブロック間応援の体制の確立、②各都道府県東京事務所からの職員の応援などによる全国知事会の体制と機能の強化、③都道府県間の連携を強め自律的な支援が可能となる体制構築など、広域応援について必要な事項を定めている。</u> <u>（追加）</u></p>	<p>(4) ヘリコプターテレビ伝送システムの活用</p> <p>(2) 国土交通省等との連携（北陸地方整備局、<u>北陸地方測量部</u>、県土木部）</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県土木整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>ア 全国都道府県の相互応援 全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、<u>（削除）</u>広域応援について必要な事項を定めている。 また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」が運用開始され、被災地域ブロック内の都道府県又は指定都市を原則1対1で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。</p>	<p>番号ずれ</p> <p>追加</p> <p>字句追加</p> <p>対口支援の記載追加に伴う修正</p> <p>対口支援の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>イ 9 県 1 市 の 災 害 時 応 援 （略） さらに、<u>東日本大震災の教訓を踏まえ、全国知事会の体制と調和のとれた広域応援体制を整備する。</u></p> <p>ウ～エ （略） （2） （略）</p> <p>3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） （1）県と防災関係機関との相互協力 ア～ロ （略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>イ 9 県 1 市 の 災 害 時 応 援</p> <p>さらに、<u>全国知事会の体制や「被災市区町村応援職員確保システム」と調和のとれた広域応援体制を整備する。</u></p> <p>ワ <u>NTTタウンページ株式会社との協定</u> 県とNTTタウンページ株式会社とは、平成30年3月23日に「<u>防災啓発情報の発信に関する協定</u>」を締結し、<u>防災啓発情報の発信に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>ヲ <u>（公社）日本下水道管路管理業協会との協定</u> 県と（公社）日本下水道管路管理業協会とは、平成30年5月1日に「<u>災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定</u>」を締結し、<u>災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>ン <u>（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定</u> 県と（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会とは、平成30年9月3日に「<u>災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定</u>」を締結し、<u>災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>あ <u>サクラパックス株式会社との協定</u> 県とサクラパックス株式会社とは、平成31年3月15日に「<u>災害時における緊急用資材の供給に関する協定</u>」を締結し、<u>災害時の避難所等の生活支援として必要な段ボール製品等の緊急用資材の迅速な供給に関する協力</u></p>	<p>同上</p> <p>協定の追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第8～第9 (略)</p> <p>第5節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 富山県ドクターヘリの災害時運行体制の整備（県厚生部）</p> <p>(1) 災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備 県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 病院防災マニュアル等の作成</p> <p>ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>8 (略)</p>	<p>について取り決めている。</p> <p>い 中日本段ボール工業組合との協定 県と中日本段ボール工業組合とは平成31年3月25日に「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」を締結し、災害時に避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達・運搬に関する協力について取り決めている</p> <p>う 富山県レンタカー協会との協定 県と富山県レンタカー協会とは平成31年4月11日に「災害時の自動車の貸渡しに関する協定」を締結し、災害時における警察活動に必要な自動車を確認するための優先的な車両提供について、必要な事項を取り決めている。</p> <p>(1) 災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備 県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、<u>災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</u></p> <p>ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。また、被災後、早急に診療機能を回復できるように、<u>業務継続計画（BCP）の策定に努める。</u></p>	<p>同上</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県医療計画の反映</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県総合政策局、県土木部、市町村）</p> <p>（1）指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p> <p>市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、<u>介護保険施設、障害者施設等の福祉避難所</u>を指定するよう努めるものとする。</p> <p>第4～6節 （略）</p> <p>第6節 防災行動力の向上</p> <p>第1 防災意識の高揚</p> <p>1 県民に対する防災知識の普及（県総合政策局、県警察本部、市町村）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）普及の内容</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 地震・津波に対する一般的知識</p> <p>① （略）</p> <p>② 津波</p> <p>・（略）</p> <p>・津波の特性に関する情報……津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続</p>	<p>市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、<u>社会福祉施設等の福祉避難所</u>を指定するよう努めるものとする。</p> <p>・津波の特性に関する情報……<u>富山県の津波の特徴のほか</u>、津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっ</p>	<p>「福祉避難所開設・運営マニュアル（作成モデル）」に合わせて修正</p> <p>表現の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など</p> <p>・津波に関する想定・予測の不確実性……地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど</u></p> <p>ウ～キ （略） 2～6 （略）</p>	<p>ては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など</p> <p>・津波に関する想定・予測の不確実性……地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、<u>指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災も有り得ることなど</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>
<p>第2 自主防災組織の強化</p> <p>1 （略）</p> <p>2 企業防災の促進（県総合政策局、市町村）</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</p>	<p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、<u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u></p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>
<p>第3 防災訓練の充実</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進（略）</p> <p>なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大</p>	<p>なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、<u>最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏ま</u></p>	<p>国防災基本計画の修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p> <u>クラスの津波やその到達時間を踏まえた</u>具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。 第4（略） 第7節（略） </p>	<p> <u>えた</u>具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。 </p>	<p>に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3章 地震・津波災害応急対策 第1節 応急活動体制 第1 県の活動体制 1 (略) 2 県災害対策本部等の設置（県総合政策局） (1) (略) (2) 組織 ア 本部 (ア)～(イ) (略)</p> <p style="text-align: center;">県災害対策本部組織図</p>	<p>本部員会議 本部長 (知事) 副本部長 (副知事) 本部員 (会計管理者、公営企業管理者、危機管理監、各部局長、教育長、警察本部長、企業局長)</p>	<p>備考</p> <p style="text-align: center;">機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画			修正案（変更部分のみ記載）			備考											
(ウ)～(オ) (略) イ～ウ (略) (3)～(9) (略) 第2～第5 (略) 第2節 情報の収集・伝達 第1 (略) 第2 地震及び津波に関する情報の収集・伝達活動 1 地震に関する情報 (1) 地震動警報			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表</td> <td rowspan="2">「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」</td> </tr> <tr> <td>地震動警報</td> <td><u>このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける</u></td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表</td> <td>「緊急地震速報(予報)」</td> </tr> </tbody> </table>				区分	内容	名称	地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	地震動警報	<u>このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける</u>	地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」
区分	内容	名称															
地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」															
地震動警報	<u>このうち、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける</u>																
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」															
※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない <u>(追加)</u> (2) (略) <u>(追加)</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震動特別警報</td> <td>最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表</td> <td rowspan="2">「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」</td> </tr> <tr> <td>地震動警報</td> <td>警報の中でも、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づけている</td> </tr> <tr> <td>地震動予報</td> <td>最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表</td> <td>「緊急地震速報(予報)」</td> </tr> </tbody> </table>			区分	内容	名称	地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」	地震動警報	警報の中でも、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づけている	地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」	
区分	内容	名称															
地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されるときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」															
地震動警報	警報の中でも、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づけている																
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」															
※地震動予報は高度利用者向けに配信されるものであり、一般に発表されるものではない <u>(追加)</u> (2) (略) <u>(追加)</u>			※緊急地震速報（警報）の発表条件は、 <u>2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想</u> <u>(3) 長周期地震動に関する情報について</u> <u>高層ビルにおける地震時の人の行動の困難さの程度や、家具や什器の移動・転倒などの被害の程度が、震度では分かりにくいという特徴があるため、気象庁では、高層ビル等における地震後の防災対応等の支援を図り、長周期地震動による高層ビル内での被害の発生可能性等について知らせる長周期地震動に関する情報を発表する。</u> ※ <u>規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤</u>														

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画				修 正 案（変更部分のみ記載）		備 考
2 津波に関する情報 (1) <u>津波警報・注意報</u>				<p><u>の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることもある。</u></p> <p>(1) <u>大津波警報・津波警報・注意報</u></p>		用語の追加
種類	発表基準	発表される津波の高さ				
		数値での発表	巨大地震の場合の発表			
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大			
		10m (5m<予想高さ≤10m)				
		5m (3m<予想高さ≤5m)				
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い			
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)			
<u>(追加)</u>				<u>大津波警報は特別警報に位置付けている</u>		大津波警報の説明
(2)～(4) (略)						

現行 地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3 地震及び津波に関する情報の発表の流れ</p> <p>地震及び津波に関する情報</p> <p>※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。</p>	<p>地震及び津波に関する情報</p> <p>※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。 ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。 ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。 ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破綻で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。 ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。</p>	<p>備 考</p> <p>最新版に変更</p>

5～7 (略)
 第3 (略)

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4 広報及び広聴活動</p> <p>1 広報活動（各防災関係機関）</p> <p>(1) 実施機関</p> <p style="text-align: center;">震災時の広報活動フロー</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害報道</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害報道の実施</p> <p>報道機関は、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4) 関係機関の応援協力関係</p> <p>ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。</p> <p>イ (略)</p>	<p>イ 災害報道の実施</p> <p>情報の提供にあたっては、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人に十分配慮するよう努めるものとする。</p> <p>ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。また、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>媒体の追加</p> <p>用語の修正</p> <p>報道機関が災害広報を実施する際の配慮について追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 広域応援要請</p> <p>第1 相互協力</p> <p>(略)</p> <p>特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。</p> <p>1 県の応援要請（県総合政策局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他都道府県への要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 全国都道府県の災害時応援</p> <p>知事は、応援協定を締結している県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めるときは、平成24年5月18日に締結した「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」に基づき、次の事項を示し、全国知事会又はブロックの幹事県等に対し、広域応援を要請する。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p>	<p>特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「<u>富山県災害時受援計画</u>」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。</p> <p>ア 相互応援協定に基づく要請</p> <p>知事は、県内の非被災他市町村による応援だけでは対応が困難な場合、中部9県1市の「災害応援に関する協定書」、石川県及び福井県との「北陸三県災害相互応援に関する協定」又は新潟県との「災害時の相互応援に関する協定書」に基づき、次の事項を明らかにして応援を求める。また、「被災市区町村応援職員確保システム」及び「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書</u>」に基づき、ブロックの幹事県、総務省等に対し、応援を要請する。</p> <p>(削除)</p>	<p>受援計画の反映</p> <p>国防災基本計画等の修正に伴う変更</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 市町村の応援要請（市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県への要請</p> <p>ア 県への応援要請</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(オ)</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 応援受入体制の確立（県総合政策局、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受入体制の確保</p> <p>県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との<u>連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。</u></p> <p>第2 応援要請</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 <u>広域緊急援助隊（警察本部）</u></p> <p><u>広域緊急援助隊は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。</u></p> <p><u>公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。</u></p> <p>4～5 (略)</p> <p>第5節 (略)</p>	<p><u>(オ) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の必要性</u></p> <p><u>(カ) (略)</u></p> <p>県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との<u>連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。</u></p> <p>3 <u>警察災害派遣隊（県警察本部）</u></p> <p><u>警察災害派遣隊は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。</u></p> <p><u>公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第6節 第1 連絡体制 (1)～(2) (略) 災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>最新の状況に修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>2～3 (略)</p> <p>第2 災害派遣</p> <p>1 (略)</p> <p>2 富山県DMATの活動内容</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、<u>避難所</u>、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。 (略)</p> <p>第7節 消火活動</p> <p>第1 県民の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 都市ガスはメーターガス栓、<u>プロパンガス</u>はガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2 自主防災組織、事業所の活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業所の活動</p> <p>(1) 火気の停止、<u>プロパンガス</u>や都市ガスの供給遮断の確認、ガス、石油類等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第8節 避難活動</p>	<p>(5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、<u>指定避難場所等</u>、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。 (略)</p> <p>2 都市ガスはメーターガス栓、<u>LPガス</u>はガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。</p> <p>(1) 火気の停止、<u>LPガス</u>や都市ガスの供給遮断の確認、ガス、石油類等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>字句修正</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 要配慮者の支援</p> <p>1 要配慮者対策（県総合政策局、県厚生部、市町村）</p> <p>(1) 避難行動要支援者の支援</p> <p>ア 被災市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の支援計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援、及び迅速な安否確認を行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2) 要配慮者の支援</p> <p>ア 福祉避難所の設置</p> <p>被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、<u>介護保険施設、障害者支援施設</u>などを福祉避難所として指定する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第7～第8 (略)</p> <p>第9節 交通規制・輸送対策</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 輸送車両、船舶、航空機の確保</p> <p>1 輸送の対象となる範囲</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第2段階</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 傷病者及び被災者の<u>被災地外</u>への移送</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p>	<p>ア 被災市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の<u>避難支援計画</u>を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援、及び迅速な安否確認を行う。</p> <p>ア 福祉避難所の設置</p> <p>被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、<u>社会福祉施設等</u>を福祉避難所として指定する。</p> <p>ウ 傷病者及び被災者の<u>被災地域外</u>への移送</p>	<p>字句修正</p> <p>「福祉避難所開設・運営マニュアル（作成モデル）」に合わせて修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第 1 (略) 第 2 ごみ、災害廃棄物の処理 1 (略) 2 災害廃棄物処理 <u>県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状(土砂、ヘドロ、汚染物等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</u> <u>損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</u> <u>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</u> <u>市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(環境省)に基づき」、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</u> 3 (略) 第 3～第 5 (略) 第 12 節 警備活動 第 1 (略) 第 2 行方不明者の捜索 1 捜索(県警察本部、市町村、自衛隊、伏木海上保安)</p>	<p>2 災害廃棄物処理(県生活環境文化部、市町村) <u>市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</u> <u>県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。</u> 1 捜索(県警察本部)</p>	<p>富山県災害廃棄物処理計画との整合を図るもの</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(1) 被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、<u>広域緊急援助隊等特別派遣部隊</u>を早期、大量に投入して、<u>広範囲な捜索活動</u>を実施する。 なお、捜索を効率的に行うため、<u>県・市町村</u>に対し、<u>大型工作機</u>の投入要請を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第13節～第14節 第15節 水害・土砂災害対策</p> <p>第1 (略) 第2 土砂災害対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 専門技術者の協力（北陸地方整備局、中部森林管理局、県土木部、県農林水産部、市町村）</p> <p>(1) NPO法人富山県砂防ボランティア協会※1との連携 本県では、砂防に関する豊富な経験と専門知識を有したメンバーで組織された「NPO法人富山県砂防ボランティア協会」（平成14年10月2日認証）が設立されており、<u>県および関係機関は、余震、豪雨による二次災害に対処するため、同法人へ協力を要請する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 土砂災害警戒情報（県土木部、富山地方気象台） 大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、<u>市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、県は富山地方気象台と共同して、該当する市町村に土砂災害警戒情報を発表する。</u> <u>(追加)</u></p> <p>第16節 (略) 第17節 ライフライン施設の応急復旧対策</p>	<p>(1) 被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、<u>警察災害派遣隊等特別派遣部隊</u>を早期、大量に投入して、<u>広範囲な捜索活動</u>を実施する。 なお、捜索を効率的に行うため、<u>県・市町村</u>に対し、<u>大型工作機</u>の投入要請を行う。</p> <p>(1) NPO法人富山県砂防ボランティア協会※1との連携 本県では、砂防に関する豊富な経験と専門知識を有したメンバーで組織された「NPO法人富山県砂防ボランティア協会」（平成14年10月2日認証）が設立されており、<u>県および関係機関は、地震、豪雨による二次災害に対処するため、同法人へ協力を要請する。</u></p> <p><u>県及び気象台は、土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報などの気象情報の解説に努める。</u></p>	<p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>防災基本計画の修正に伴う追加</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 通信施設</p> <p>1 非常用通信装置の使用 (NTT 西日本、NTT ドコモ) 災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置 (衛星携帯電話含む) を出動させ、通信を確保する。 また、孤立防止用衛星通信システム (Ku-1) も出動させる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第18節 公共施設等の応急復旧対策</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 鉄道施設等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 初動措置 (JR 西日本 (株)、あいの風富山鉄道 (株)、富山地方鉄道 (株)、加越能バス (株)、万葉線 (株)、富山ライトレール (株))</p> <p>(1) 鉄道</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 公共交通機関による輸送の確保 大量の人員を輸送できる公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要不可欠なことから、公共交通業者は、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。</p> <p>(1) 輸送手段の確保 ア 鉄道</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第19節～第21節 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(1) 鉄道・軌道</p> <p>大量の人員を輸送できる公共交通機関は、災害後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要不可欠なことから、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。</p> <p>ア 鉄道・軌道</p>	<p>現在の状況に更新</p> <p>記載内容に即して修正</p> <p>重複した表現を削除</p> <p>記載内容に即して修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4章 地震・津波災害復旧対策 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保 1～2 （略） 3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村） (1)～(2) （略） (3) 災害援護資金 ア （略） イ 貸付条件 (ア) 所得制限 (イ) 利率 <u>年3%</u>（措置期間は無利子）</p> <p>（ウ）～（エ） （略） (オ) 償還方法 <u>年賦又は半年賦</u></p> <p>4～12 （略） 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 1 中小企業への融資等（県商工労働部） 被害を受けた中小企業者に対し、既往の<u>制度融資等の債務</u>について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講ずるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。 (1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長 中小企業高度化資金の既往債務の<u>償還期限の延長</u>（<u>激甚災害について3年以内</u>） (2)～(3) （略） (4) 県制度融資による対応</p>	<p>(イ) 利率 <u>年3%以内で市町村が条例で定める率</u>（措置期間は無利子）</p> <p>(オ) 償還方法 年賦、<u>半年賦又は月賦</u></p> <p>被害を受けた中小企業者に対し、既往の<u>中小企業高度化資金等の債務</u>について、償還の猶予及び償還期間の延長の措置を講ずるとともに、県及び政府系金融機関が、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、災害が経営に与える影響を軽減し、事業の安定を図る。 (1) 既往借入金の償還猶予、償還期間の延長 中小企業高度化資金の既往債務の<u>償還猶予及び償還期限の延長</u>（3年以内）</p>	<p>「平成30年法律第66号」、「平成31年政令第16号」により改定されるため</p> <p>同上</p> <p>用語の修正</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>ア～エ オ 利 率 年 1.70% (平成 29 年 10 月 現 在) カ 信用保証 <u>県保証協会</u>の保証に付す (1) (略) 2 (略) 第 3～第 4 (略) 第 2 節 激甚災害の指定 第 1 (略) 第 2 特別財政援助額の交付手続等 1～3 (略) 4 その他の特別財政援助及び助成（県経営管理部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会、市町村） (1)～(4) (略) (5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（激甚法第 24 条） 激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1 箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約 100%）。</p> <p>第 3 節 公共土木施設の災害復旧計画 第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 <u>(追加)</u></p>	<p>オ 利 率 年 1.70% (平成 31 年 1 月 現 在) カ 信用保証 <u>県信用保証協会</u>の保証に付す</p> <p>激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち 1 箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行の同意等を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約 100%）。</p> <p>第 3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用（北陸地方整備局、県土木部、市町村）</p> <p>1 特定大規模災害時における代行制度の活用 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、必要に応じて国による災害復</p>	<p>時点修正 字句修正</p> <p>平成 18 年度より地方債許可制度は地方債協議制度に移行しており、<u>現行の制度に則した記述の統一を図るため。</u></p> <p>関係法令（河川法等）の改正及び防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（地震・津波災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p>旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p> <p>2 指定区間外の国道 指定区間外の国道において、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p> <p>3 重要物流道路等 重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p> <p>4 県管理河川 県管理河川において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p>	